

本申込規約（以下「本規約」といいます。）には、横浜ビー・コルセアーズ（以下「当クラブ」といいます。）が主催または実施に協力するイベントへボランティアとして参加を希望する皆様に遵守していただかなければならない事項及び当クラブとボランティアとして参加をする皆様（以下「ボランティア参加者」といいます。）との間の権利義務関係が定められております。イベントへボランティアとして参加を希望する方（以下「ボランティア参加希望者」といいます。）は、必ず本規約の全文お読みいただき、同意の上お申込みくださいますようお願いいたします。

#### 第1条（適用）

1. 本規約は、当クラブとボランティア参加者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当クラブとボランティア参加者の間のボランティア活動に関わる一切の關係に適用されます。
2. 諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。但し、理由の如何を問わず当クラブのウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。

#### 第2条（参加申込み）

1. ボランティア参加希望者は、当クラブが定め募集要項に記載された、募集条件、活動内容等を確認の上、当法人の定めるボランティア参加申込書に必要事項を入力し、以下の各号に同意の上、参加申込みを行うものとします。
  - (1) 本規約に同意する。
  - (2) 未成年者（18歳以下）については、保護者からの同意を得ている。
  - (3) ボランティアに対する対価は、原則支払われない。
  - (4) 会場までの交通費として一律1,000円支給します。
  - (5) 参加申込後、何らかの事由により参加できなくなった場合は、速やかにその旨を連絡する。
  - (6) 第8条（反社会勢力との絶縁）の各号に該当していない。
2. 当クラブは、第1項に基づきボランティア参加の申込をしたボランティア参加希望者に対し、当クラブの基準に従って参加を拒否することがあります。その際、ボランティア参加希望者から当クラブへの疑義を認めず、当クラブは拒否の理由を開示する義務を負わないものとします。

#### 第3条（ボランティア活動に関して）

ボランティア参加者は、ボランティア活動中、以下の各号に従うものとします。

- (1) ボランティア参加者はボランティア活動において当クラブ及び当クラブがイベント実施を協力・依頼する者の指示に従わなければならない。
- (2) ボランティア参加者はボランティア活動において当クラブ及び他のボランティア参加者、その他関係者と相互に協力するものとする。

(3) 余震や治安の急激な悪化など、やむをえない事情により、活動を中止する場合がある事を同意するものとする。

#### 第4条（ボランティアの禁止事項）

ボランティア参加者は以下の各号に該当する行為を行ってはならない。また、ボランティア参加者がいずれかの行為を行った場合、当クラブは当クラブの判断でボランティア参加者としての資格を取り消すことができるものとします。

(1) 良識に欠ける行為、品位に欠ける行為及び犯罪行為

(2) 他の参加者またはその保護者、当法人の関係者、およびその他第三者を中傷したり、名誉を傷つけたりする行為

(3) 他の参加者またはその保護者、当クラブの関係者などに対し暴力をふるう行為

(4) 商標権、著作権、著作者人格権等の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権などを含む、他の参加者やその他第三者の権利を侵害する、またはその恐れのある行為

(5) 当クラブの承諾のない商業行為や勧誘行為

(6) 当イベントを実施している施設への破損行為

(7) 当イベントの運営を妨げる行為

(8) 本規約に違反する行為

(9) その他、当クラブが不適切と判断する行為

#### 第5条（資格の譲渡の禁止）

ボランティア参加者は、本規約に基づく一切の権利または義務について、第三者への譲渡、承継、その他一切の処分をしてはならないこととします。

#### 第6条（守秘義務）

ボランティア参加者は、ボランティア活動中に知り得た、他のボランティア参加者もしくはイベント参加者の個人情報及び秘密情報、または当クラブもしくは当クラブがイベント実施を協力する者などの当事者の個人情報及び秘密情報を、第三者に漏洩しないものとし、ボランティア活動終了後も同様とします。

#### 第7条（免責）

1. 当クラブは、ボランティア参加者の安全管理について十分な注意をはらいますが、万が一、ボランティア参加者に傷病等が発生した場合、当クラブに故意または重過失がある場合を除いて、当クラブは責任を負わないこととし、ボランティア参加者やその親族、第三者から当クラブに対し、何らの請求も行えないものとします。

2. 当クラブは、ボランティア活動において、ボランティア参加者と他のボランティア参加者並びに当クラブ及び当クラブがイベント実施を協力する者などの当事者、その他の第三者との間で生じた一切のトラブル（違法または公序良俗に反する行為、名誉毀損、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、当クラブは一切の責任を負わないこととし、当事者間で解決するものとします。

#### 第8条（反社会勢力との絶縁）

ボランティア参加希望者及びボランティア参加者は、当クラブに対して以下の各号に定める事項について保証するものとします。

(1) 暴力団等の反社会勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、関係の構築を行っていないこと、及び今後も行いう予定がないこと。

(2) 暴力団等の反社会勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、及び今後も行いう予定がないこと。

(3) 暴力団等の反社会勢力に属する者及びそれらと親しい間柄でないこと。

(4) 暴力団等の反社会勢力が、直接・間接を問わず、その構成員の統制に関与していないこと。

#### 第9条（規約の変更）

1. 当クラブは、本規約（当クラブウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等及び本規約以外の書面による当イベントに関するルール、諸規定を含みます。以下本項において同じ。）を随時変更できるものとします。

2. 当クラブは、本規約を変更した場合、当クラブが定める方法によりその内容をボランティア参加者に告知するものとし、当クラブが告知をした時点より変更した規約の効力が生じるものとします。

#### 第10条（紛争の解決）

本規約に定める事項及びボランティア活動に関連した内容について疑義が生じた場合、その他本規約に関して争いが生じた場合は、ボランティア参加者と当クラブの両者が誠意を持って協議し、解決するものとします。

#### 第11条（合意管轄裁判所）

本規約に定める事項及びボランティア活動に関連した内容に関する一切の訴訟その他の紛争に関しては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 以上